

平成29年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(厚生労働省)

○省全体における取組

- ✓ 「厚生労働省働き方・休み方改革」に基づく取組の徹底
 - 超過勤務事前確認の徹底
 - 超過勤務時間の目標設定(原則20時まで退庁、やむを得ない場合でも22時まで退庁)(本省のみ実施)
 - 連続1週間以上の休暇取得を促進(本省のみ実施)
 - 各部局別の平均退庁時間等の見える化(月1回のメール配信と省内ポータルで公開)(本省のみ実施)

(備考) 課長は、職員一人ひとりの出退勤状況を把握の上、課内の業務状況に応じた業務分担の見直しを行うほか、国会業務については、当番制・待機縮小の徹底や早出遅出勤務の活用により、前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの10時間の勤務間インターバルの確保を図っている。
- ✓ 「業務改善推進月間」(29年7月・8月)の実施(本省のみ実施)
 - ※ 橋本副大臣をトップに若手職員が中心となって取りまとめた「厚生労働省業務改革・働き方改革加速化チーム中間とりまとめ」(平成29年5月29日)に基づくもの。
 - 「生産性向上」実現のための働き方ビジョンを幹部から部下に共有
 - 局長主導により業務改善の重点取組事項を設定し実施
 - 内部打合セルール創設に伴う取組(ルールの掲示、原則30分の時間厳守、ホワイトボードの活用等)の徹底
 - 部下を持つ職員全員が「上司から部下への約束」を作成
 - 中央合同庁舎第5号館本館完全消灯日の実施(第1回は7月28日(金)20時に実施予定)
 - 「朝メール」の効果的な活用の徹底
 - ペーパーレス化に向けた取組の推進
 - サテライトオフィスを試行的に設置し、柔軟な働き方を推進
- ✓ 「テレワーク推進月間」(29年7月・8月)を設定し、1日・半日単位に加え、時間単位でのテレワークも推進しながら、同月間中に、職員が平均1回以上のテレワーク実施を推奨(本省のみ実施)
- ✓ 月間初日及びプレミアムフライデー(7月)における大臣、事務次官等の各フロア巡回(本省で重点的に実施)

○「ゆう活」実施概要

- ・実施期間:平成29年7月・8月
- ・実施概要等:職員の希望や業務状況に応じて、フレックスタイム制等を活用し、本省では10日以上を目安に実施。地方支分部局及び施設等機関については、本省における取組を参考に実施。